

第5回芸備線再構築協議会幹事会（書面開催）議事概要

書面開催成立日：令和7年5月19日（月）

幹事：中国運輸局 阪場交通政策部長（幹事長）、中国運輸局 靱鉄道部長（幹事長）、
岡山県 下野間県民生活部長、岡山県 光畑土木部技術総括監
広島県 岡田地域政策局長、広島県 南土木整備担当部長、
新見市 山縣市民生活部長、新見市 西山建設課長、
庄原市 岡本生活福祉部長、庄原市 杉谷環境建設部建設課長、
ＪＲ西日本岡山支社 浅井副支社長、ＪＲ西日本広島支社 奥井副支社長、
広島県バス協会 赤木専務理事、岡山県バス協会 岡田専務理事、
岡山県警 大塚交通規制課長、広島県警 河崎交通規制課長、
呉高専 神田教授、中国地方整備局 田宮建政部長、
三次市 呑谷地域共創部長、安芸高田市 高下企画部長、広島市 石飛道路交通局長

芸備線再構築協議会について、各幹事に対し、資料を事前送付した上で第5回幹事会の書面開催を求めたところ、回答期限の5月19日（月）正午までに、全ての幹事から議事に対する回答が提出されたため、同日を書面開催成立日とする第5回幹事会の実施が成立した。

第5回幹事会における資料の概要、承認の有無（承認を要しない議事にあっては、書面協議の結果）、議事に対する意見は、以下のとおり。なお、承認を要する議事は、議事（１）～（３）、承認を要しない議事は、議事（４）・（５）。

1. 議事（１）芸備線再構築協議会幹事会規約の変更

○資料１の概要

- ・ 3月・4月期の人事異動による幹事会規約の変更を求めるもの。

○承認の有無

- ・ 全ての幹事から承認する旨の回答が提出され、原案のとおり承認された。

○議事に対する意見

- ・ 提出なし

1. 議事（２）令和7年度実証事業（実証事業Ａ）の実施

○資料２の概要

- ・ 令和6年度に実施した調査事業Ａにおいて提案された9項目6施策を中心としつつも、既存事業支援や机上検証と分類された項目も含めて検討してきたところ。
- ・ なお、実証事業Ａは委託で実施するため、今後企画提案を求める公募を行う予定（公募までの間に最終調整を行うため、この実施内容について一部修正される可能性）。

- ・ 2 頁は、鉄道サービスの拡充・二次交通との連携強化。
- ・ ①は、調査事業 A のアンケートやヒアリングで多く意見のあった、列車増便やダイヤ変更を実施するもの。新見・庄原への来訪者向けの土休日の増便、住民利用向けの帰宅時間帯のダイヤ変更を検討している。増便の期間は 7 月下旬～11 月下旬で調整中。
- ・ ②は、二次交通アクセス改善や企画乗車券の設定を実施するもの。
- ・ 3 頁は、2. 列車による観光コンテンツの形成。
- ・ ①は、増便車両において、ラッピングやヘッドマーク掲出するもの、②は、付加価値の高いコト・モノ消費を発掘して観光商品・旅行商品として提供するもの、③は、駅周辺での駅マルシェなどのイベントを実施するもの、④は、これらを活用した観光ツアーの造成。
- ・ 4 頁は、3. 周遊コンテンツとのタイアップイベント実施、4. 駅舎を活用したコワーキングスペース設置やモニターツアー実施、5. 地域の自然・文化・食に触れる移住体験プログラムの提供、6. 既存の地域の取組へのプロモーション支援。
- ・ 7. のとおり、これらの施策の実施で得られた利用者数や消費額のデータを分析して、地域経済効果を実際に測定する。

○資料 2 の概要（増便・ダイヤ変更に関する補足）

- ・ 第 3 回協議会において実証事業 A において仮説検証すべき施策案が提案され、このうち、列車運行については、住民向けダイヤとしては帰宅時間帯の、来訪者向けダイヤとしては土休日の列車設定について提案があった。
- ・ これを受け、中国運輸局が調整役を担った上で、4 月～5 月にかけて、JR 社内での調整や各自治体の意向を踏まえながら、構成員間で詳細を詰めてきた結果、以下のとおり進めていくこととなった。
- ・ 来訪者向けダイヤについては、土休日の午前中～昼の時間帯に、新見～備後落合間、三次～備後落合間のそれぞれ 1 往復ずつの増便を検討している。
- ・ これは、来訪者が新見・庄原に到着する時間は 10～12 時台が最も多かった一方、この時間帯には芸備線の列車が設定されていない、との調査事業 A の結果を踏まえたもの。
- ・ 次に、住民向けダイヤについては、夕方の帰宅時間帯の既存ダイヤの時刻の変更などを含めて検討している。
- ・ これは、夕方の帰宅時間帯における部活動帰りの高校生の帰宅ニーズなど調査事業 A の結果を踏まえたもの。他線区への影響も考慮して、既存ダイヤの時刻変更なども含め検討している。
- ・ 次に、実施期間については、来訪者向けダイヤについては、7 月下旬から開始できるように調整を進めており、11 月下旬までの 4 ヶ月間の増便を実施する見込み。その他の時期の実施の可否については、構成員間で引き続き調整することとなった。
- ・ 一方、住民向け夕方のダイヤについては、秋頃からの時刻変更で調整している。

○承認の有無

- ・全ての幹事から承認する（広島県にあっては、条件付きで承認する）旨の回答が提出され、原案のとおり承認された。

○議事に対する意見

【岡山県】

- ・実証事業Aの実施にあたっては、構成員の意見を最大限反映させた内容とするとともに、実効性のある事業となるよう、受託者と構成員間の調整を丁寧に行うこと。
- ・事業内容や自治体負担額については、岡山側・広島側双方にとって、合理的なものとなるよう留意すること。

【広島県】（条件付きで承認する）

- ・実証事業Aは、住民の理解と納得を得ながら進めることが重要であり、取組の周知から定着に一定の時間を要することや、春夏秋冬の移動需要の変化を踏まえる必要があるが、ダイヤの増便は、事業の目的である芸備線の可能性を最大限追求するためのベースとなるものである。
- ・このため、次のことを条件に承認する。
ダイヤの増便が1年間実施されるよう仕様書に明記すること。諸般の状況により、現時点で、今年度その実施が困難な場合には、引き続き、実現するよう調整を行うこと。
- ・なお、その結果、ダイヤの増便を土台とした1年間の実証期間が確保できない場合には、改めて、実質的に1年間の取組がなされるよう調整を行うこと。

【新見市】

- ・事業については、構成員と地域住民等の意見が十分反映できるよう、受託者と構成員間で調整を行う場を確保しながら実施すること。
- ・実施にあたっては、沿線住民だけでなく、鉄道ネットワーク圏域の多くの住民が利用するよう、国やJRも広報やプロモーションに積極的に協力すること。

【庄原市】

- ・実証事業の実施にあたっては、市民や来訪者等の芸備線利用への行動変容を促すなかで適正な事業実施とその効果を検証する必要があるため、実証期間及び列車の増便・ダイヤ変更の期間を少なくとも1年間確保すること。
- ・協議会として、実証事業は地域の関係団体・事業者の意向を十分に反映しながら実施すること。特に、二次交通との連携強化や列車による観光コンテンツの形成は、地域の関係団体・事業者との密接な連携のもとで実施する必要があることから、十分な協議・調整のもと、受託事業者が伴走しながら事業を実施すること。
- ・実証事業Aの趣旨に基づき実証期間内においては適宜、事業内容の見直しを図り、芸備線の可能性を最大限引き出すこと。

【ＪＲ西日本】

- ・令和７年度実証事業（実証事業Ａ）については、第３回協議会での調査事業Ａで示された、データとファクトに基づく仮説に基づき、その検証のために必要な実証をするものと認識しております。
- ・列車増便については、当社も最大限に協力したいと考えております。効果的な実証事業とするためにも、地域での取組みや、二次交通の整備など、自治体側構成員での具体案の検討をお願いします。
- ・弊社のリソースに制約がある中ではありますが、リソースを最大限工面することにより、令和７年７月下旬から１１月下旬まで、列車増便を行いたいと考えております。また、夕刻以降については、ダイヤ変更による運行も検討しております。
- ・効果的な実証事業のためにも、適宜検証を行い、実効性のある取り組みに改善していくことが必要であると考えております。

【呉工業高等専門学校 神田佑亮教授 意見】

- ・前回の協議会でも申し上げたが、実証実験を実施する（事業を捌く）ことに精一杯となってしまうよう、検証すべき仮説と実施する事業、評価する内容のつながりを常に意識して実行をお願いしたい。

１．議事（３）令和７年度調査事業（より専門的な分析等）の実施

○資料３の概要

- ・昨年度の調査事業Ａの分析結果を今年度も活用しつつ、実証事業Ａのプロセスでも追加的にデータの収集や分析を行い、議論に即応する体制を確保するため、「専門的な分析等に関する調査事業」（新調査事業）を実施するもの。
- ・なお、この事業の調査委託は、データ収集コストを軽減し、これまでの議論をシームレスに進める観点から、相手方との協議が調えば、野村総研と委託契約を行いたい。
- ・２頁は、新調査事業の具体的内容。
- ・１．①として、データ３６項目の追加的なデータ収集、②として、その他協議会・幹事会の議論に応じて必要なデータ収集を行う。
- ・２．の持続可能性調査では、他地域の事例調査を通じて、沿線地域のまちづくり・観光との連携方策について検討する。
- ・３．総合的な分析では、①として、昨年の地域経済効果の試算結果を改めて検証し、②として、これまで収集した全てのデータを活用して、今後の協議会に資する総合的な分析を行う。

○承認の有無

- ・全ての幹事から承認する旨の回答が提出され、原案のとおり承認された。

○議事に対する意見

【岡山県】

- ・より専門的な分析等の実施にあたっては、構成員の意見を最大限反映させた内容とともに、実効性のある事業となるよう、受託者と構成員間の調整を丁寧に行うこと。
- ・事業内容や自治体負担額については、岡山側・広島側双方にとって、合理的なものとなるよう留意すること。

【新見市】

- ・事業内容については、調査事業Aの分析結果や実証事業Aの実施状況を検証し、構成員の意見を反映させたものとする。

【JR西日本】

- ・令和7年度調査事業（より専門的な分析等）では、より利便性、持続可能性の高い地域公共交通を検討するため、今後の議論に向けた総合的な分析の実施が必要であると考えております。また、まちづくりや観光と連動した観点での地域社会や公共交通の持続可能性は、欠かせない視点であると認識しております。
- ・本調査では、費用対効果の面で、地域経済効果をより効率的に創出する交通手段として、鉄道以外の他のモードも含めた選択肢の比較検討を行い、議論する必要があると考えております。
- ・本調査結果を踏まえ、比較検討を行い、令和8年度初から開始される実証事業B、調査事業（再構築方針作成に関する調査事業）にスムーズに繋げることが重要であると考えております。

1. 議事（4）令和6年度芸備線再構築協議会決算 令和7年度芸備線再構築協議会予算の変更

○書面協議の結果

- ・予算承認を得るため、第4回協議会に諮ることとする。

○議事に対する意見

- ・提出なし

1. 議事（5）芸備線再構築協議会全体スケジュール

○資料5の概要

- ・これまで一部の構成員から、今後のスケジュールを示して議論していくべき、再構築方針作成を見据えて議論していくべき、といったスケジュールに関する意見があったため、これを受け、中国運輸局において、今後のスケジュール案（今後進めるべき議論のスケジュールの方向性の案）を提示したもの。
- ・このスケジュール案は、協議開始から3年以内を目安とした再構築方針作成に向けて、今後進めるべき議論のスケジュールの方向性を示すものとして提示したもの。

- ・ 今回の幹事会で、スケジュール案そのものについて合意を求めたものではなく、この案をもとにスケジュールの方向性について今後構成員間で議論していくという、協議の進め方について共通認識をもつことを求めたもの。
- ・ なお、協議状況や自治体の予算確保の状況など、内容や時期の変更の可能性は、もとより内在していることが前提となっている。
- ・ 前回までに示した「スケジュール想定」（第2回幹事会・第2回協議会、第4回幹事会で提示）から更に進めて、年度を割って実証事業や調査事業、再構築方針協議などのスケジュールの方向性を示した。このスケジュール案は、3年以内に方針作成を目指していくことを前提としているが、真摯な議論が続く限り、協議状況による時期の変更の可能性は内在されており、確定しているものではない。
- ・ 実証事業Aについては、広島県や庄原市が通年での実証事業を求めていることを踏まえ、年度をまたいで1年を確保することを想定している。自治体の予算確保を前提としているため、時期の変更の可能性は内在されており、確定しているものではない。
- ・ 実証事業Bについては、3年以内を目指す観点から、実証事業Aと並行して、来年4月に開始することを想定している。提示した運輸局としては、AとBの実証を同時に進めたいと考えているが、今後、構成員間で協議の進め方について丁寧に議論していく。方針作成に向けて無理に事業実施を急ぐことのないよう、議論の状況に配慮しながら柔軟に進めていく必要がある。

○書面協議の結果

- ・ 提示したスケジュール案について、方針作成に向けて協議の進め方を今後しっかり議論していく点について、構成員間で一致した。

○議事に対する意見

【岡山県】

- ・ 今後の事業実施や再構築方針案の協議にあたっては、スケジュールありきとならないよう、構成員間の議論を踏まえながら丁寧に進めること。
- ・ 令和8年度事業は、予算措置を伴うことから、各自治体の議会の議決に基づき実施が決まるものであることに留意すること。
- ・ 実証事業Bの実施にあたっては、芸備線の可能性を最大限追及する実証事業Aの実施状況等を十分踏まえるとともに、各構成員間の調整を図った上で実施に向けた検討を行うこと。

【広島県】

- ・ 「全国的な鉄道ネットワークのあり方」の整理が資料上、明記されていないが、この「全国的な鉄道ネットワークのあり方」の整理は、芸備線再構築協議会の議論の前提となるものであるため、実証事業Bに入るまでに整理すること。

- ・今回、事務局案として提示されたスケジュール案については、各構成員に対して、令和7年1月に示されたスケジュールからの変更理由などが明らかにされていないが、スケジュールの変更にあたっては、すべての構成員の理解と同意を得た上で見直しを行うこと。
- ・実証事業Aの開始時期が遅れている状況にある中、実証事業Aと実証事業Bを並行して進める案が示されているが、地元の理解を得ながら、一つ一つ丁寧に取組の状況やその結果などを整理しつつ進めることが重要であるため、実証事業Aを経て、実証事業Bに着手することが必要と考える。また、実証事業の取組や手続をスケジュールありきで進めることがないよう留意すること。

【新見市】

- ・今後の事業実施や再構築協議会の協議にあたっては、関係者の理解が得られるよう、各構成員と情報共有を図りながら丁寧に進めること。
- ・実証事業Bの実施にあたっては、実証事業Aの実施結果を十分踏まえるとともに、内容・時期ともに構成員間の調整を図りながら検討を進めること。
- ・再構築方針案については、実証事業A、実証事業Bの検証を十分行った後に、協議を始めること。

【庄原市】

- ・今回、追加議事として示された「芸備線再構築協議会 全体スケジュール案」については、構成員間における十分な議論や合意形成を経ていないにもかかわらず、事務局の判断で追加議事として提案・公表されたことは、真摯な議論に臨もうとする本市にとっては、誠に遺憾に思うところである。
- ・具体的には、芸備線の可能性を最大限追求する実証事業Aの実施期間中に、最適な交通モードのあり方を検討する実証事業Bや再構築方針案の協議を同時並行的に進めることは、実証事業Aと実証事業Bの検証結果を比較検討するという共通認識から逸脱しかねないと受け止めており、受け入れ難い。本市としては、実証事業Aと実証事業Bの実施・検証を終え、両検証結果を比較検討することが、再構築方針案の協議を進めるうえで、必要なプロセスと考える。
- ・本追加議事は事務局である中国運輸局の考える想定スケジュール案として提示されたものであり、具体的な取組時期については、今後構成員において十分な議論を重ね、合意形成が図られるべきである。
- ・今後、構成員間で合意形成を図る全体スケジュールをはじめとする協議事項については、地域交通法の基本方針に規定され、第1回協議会において確認された「3年を目安として再構築方針を作成することとするが、真摯な協議が継続している限りは、3年を超えても協議を打ち切ることはない。」との考えのもと、必要な手順や議論を軽んじることのないよう留意いただきたい。

【ＪＲ西日本】

- ・「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」）」では、地域公共交通としての利便性と持続可能性を早急に改善する観点から、協議開始後三年以内を一つの目安とする合理的な期間内に再構築方針を作成するものとされており、その策定に向け、各構成員とともに最大限努力してまいります。
- ・今回、基本方針に則り、協議開始後三年以内での再構築方針策定に向けたスケジュールが提示されたものと認識しております。なお、基本方針に定めているとおり、真摯な協議が行われている場合にあっては、内容・時期の変更の可能性があるものと認識しております。
- ・協議開始後三年以内での再構築方針策定を見据えた場合、スケジュールに記載の通り、令和８年度初から再構築方針案の協議を開始する必要があります。再構築方針案の協議に必要な事業が切れ目なく実施できるよう、当社としても迅速に予算化等を行ってまいります。各構成員におかれましても、必要な予算手続き等が行えるよう、本スケジュールに沿って協議を進めていただけるようお願いいたします。
- ・以上を踏まえ、実証事業Ａ及び新調査事業（より専門的な分析等に関する調査事業）は、速やかに着手することが必要であると考えております。

以 上